

建設工事の主任技術者の 兼務に係る取扱いについて

香川県広域水道企業団においては、円滑な工事執行を図るため、次のとおり、一定の要件を満たす工事について、専任を必要とする主任技術者の兼務を認めることとしましたので、お知らせします。

- 1 専任の主任技術者の兼務を認める基準（建設業法施行令第27条第2項の取扱い）
当面の間、次の要件をすべて満たす場合に限り、**施工中の工事の主任技術者を当該工事の主任技術者とすることができる。**

- | |
|---|
| <p>(1) 工事の対象となる工作物に<u>一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事。</u></p> <p>(例)・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する工事</p> <ul style="list-style-type: none">・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する工事・資材の調達を一括で行う工事・工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する工事 <p>(2) 工事現場の相互の間隔が <u>10 km程度以内（自動車通行可能経路）。</u></p> <p>(3) (1)、(2) の場合において、一の主任技術者が兼務することができる工事の数は、専任が必要な工事（請負金額4千5百万円以上 ※建築一式工事の場合は9千万円以上）を含む場合は、<u>2件まで。</u></p> <p>(4) この取扱いは、<u>監理技術者については適用されない。</u></p> |
|---|

2 留意事項

- (1) 企業団発注工事との兼務を認める対象工事は、国、地方公共団体等の発注する公共工事のほか、民間工事も含みます。また、元請、下請を問いません。
- (2) この取扱いは、現場代理人については適用されません。（同一の者が現場代理人と主任技術者を兼ねる場合は、事実上、他の工事の主任技術者にはなれません。）
- (3) 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

3 主任技術者の兼務についての届出方法

- (1) 専任が必要な工事との兼務を届け出ようとする受注者は、一般競争入札では落札候補者となった時点で、指名競争入札では落札決定後速やかに、「主任技術者兼務届」（以下「兼務届」という。）を2部提出してください。
- (2) 企業団において、兼務する他工事の発注者と調整を行い、双方の工事において兼務の確認ができれば、兼務届に確認印を押印して、1部をお返しします。（1部は企業団で保管）

4 適用時期

令和7年2月1日

この日以降の入札公告又は指名通知を行う工事を対象に適用します。